

令和7年9月8日

注意警報

会 員 各 位

(一社) 福井県トラック協会

事業用トラックによる 交通死亡・重傷事故の防止対策の徹底について

令和7年9月8日現在、福井県車籍の事業用トラックによる交通死亡・重傷事故がすでに「4件」発生しており、憂慮すべき事態となっています。

この件数は、去年の発生件数とほぼ同じ（令和6年中は8月23日で5件発生）であり、発生状況も「暑い時期の発生」、「集中力の不足が原因となった事故」など、同じ状況となっております。

これからも暑い日が続きますし、加えて疲れがたまる時期でもあり、今後も、更に交通死亡事故の発生が危惧されるところです。

ドライバーの皆さん、管理者の皆さんは、大変厳しい環境で物流の維持・発展に尽力されておられますが、これに水を差すことのないよう、同じミスを繰り返さないよう、また、これ以上交通死亡・重傷事故を発生させないよう、業界が一致団結をして別紙の対策の徹底をお願いします。

交通死亡・重傷事故の防止対策

1 「運転は『集中力』と『思いやり』」の徹底

「運転は集中力と思いやり」を交通事故等防止の標語とするので、事業所の皆さんに周知徹底を図って下さい。また、ドライバーが運転に集中できる環境の構築にも配慮してください。

〔活動事例〕

- ・ 点呼の際に「集中力を欠いたために発生した事故が多いこと」、「追突等、過失の多い重傷事故でも免許取消になる可能性があること」などを説明した上で、ドライバーの仕事と生活を守るためにも、事業所の業務を適切に推進するためにも運転に集中することが大切であることを徹底する。
 - ・ ドライバーの休息期間取得の徹底を図る。また、取得しやすい環境の構築に配慮する。
 - ※「長時間運転による集中力の低下や判断力の鈍りに注意すること」の徹底
 - ※「疲れや眠気を感じたら無理をせず、必ず休憩を取ること」の徹底
 - ※「水分補給や体調管理を怠らず、熱中症や体調不良による事故を防ぐこと」の徹底
 - ・ 点呼等においてプロのドライバーとして思いやり運転が大切であることを徹底する。また、思いやり運転を実現するには心にゆとりをもつことが大切です。そのためにも時間的に余裕ある乗務計画を策定するなどの対応を徹底する。
- ◇ 道交法に規定されている「横断歩行者等がいる場合に横断歩道等の直前で一時停止する」など法令を遵守するためにも、思いやり運転は大切です。

2 懸垂幕の設置

事務所の皆さんが交通事故防止の意識を高めるよう「懸垂幕」を目立つ場所に設置してください。

期 間 令和7年9月8日～10月31日まで

3 事業所内教育の積極的实施

各事業所で各種教育指導を設定していることと思いますが、上記「1」に加えて、事故が多発しているこの時期に交通事故防止に係る「基本的な教育」を個別に、全体的に実施して交通事故防止の推進に努めてください。

※ 安全教育のポイントは「繰り返し」・「反復」です。